



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシアの国籍政策：国境外国籍の付与と対外政策 [全文の要約]
Author(s)	長島, 徹
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(学術)
Dissertation Number	甲第16559号
Issue Date	2025-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95725
Type	doctoral thesis
File Information	Toru_Nagashima_summary.pdf



学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（学術）

氏名： 長島 徹

学位論文題名

ロシアの国籍政策 ―国境外国籍の付与と対外政策―

ロシアは、2022 年に開始したウクライナ侵略の文脈において、領土の拡大に先駆けて、ウクライナの住民に対しロシア国籍を付与し、「ロシア国民」の範囲を拡大してきた。また、2000 年代前半には、ジョージアから事実上の独立状態となっているアブハジアと南オセチアの住民に対して大規模な国籍付与を実施し、これらの地域の住民の大半を「ロシア国民」としたことが知られている。こうしたロシアの政策は「パスポート化（passportization）」と呼ばれ、国際的な非難の対象となってきた。

本論文は、上記政策に着目し、ロシアはなぜ国境外の住民に対して積極的に国籍を付与するのかという問いに答えるため、1990 年から 2022 年までのロシアにおける国籍法の制定・改正、国籍政策の変遷を詳細に検討し、ロシアがどのように「自国民の範囲」を規定してきたのかを分析した。

本文は、第一部（第 1～4 章）と第二部（第 5～7 章）に分かれる。第一部では、ソ連末期の 1990 年にロシアで最初の国籍法制定に向けた議論が始まるところから、プーチン政権期初頭の 2002 年に新しい国籍法が成立するところまでを扱った。ロシアは、パスポート化とは別に、1990 年代にも国外の旧ソ連国民に対して積極的に国籍を付与する政策をとったが、この時期は特定の地域や特定の目的のために個別の国籍付与基準を設けるという発想はあまりなく、ソ連崩壊後の国籍処理の観点から、国外に住む旧ソ連国民全体に対していかなる優遇措置を設けるべきかが、国籍政策上の主たる論点であった。

第 1 章では、ソ連時代の国籍制度の特徴を概観した上で、ロシア最初の国籍法制定に向けた議論と、最終的に成立した国籍法（以下、「1991 年国籍法」）の分析を行った。ソ連邦崩壊直前に採択された 1991 年国籍法は、ロシア国内に恒常的に居住するソ連国民を「ロシア国民」と認定した上で、ロシア以外の共和国に住む人々についても簡単にロシア国籍を取得できる「登録」制度を設けた。ロシアがこのような開かれた国籍政策を採用した背景には、基幹民族を中心とした政治的自立化が進むロシア以外のソ連構成共和国において、「ロシア語系住民」の権利が抑圧されており、ロシアが彼らに国籍を与え、権利を保護しなければならないという考えがあった。

第 2 章は、1990 年代にロシアが進めた二重国籍推進政策について分析した。1991 年国籍法は当初、ロシアと他の共和国との二重国籍については、両国間で結ばれる条約に基づき認められるものと規定していた。しかしロシア政府は、早くも 1993 年にこの方針を転換し、条約がなくとも一方的に二重国籍を認めることとした。この方針転換の背景には、多くの旧ソ連諸国がロシアとの間で二重国籍を認める条約を締結することに否定的であり、条約締結にこだわるよりは国籍法を改正して、一方的に二重国籍を可能とする制度を作るべきであるというロシア外務省の主張があった。この政策転換により、国外でのロシア国籍の取得はさらに促進されることとなった。

第 3 章は、1990 年代後半に野党議員らによって提起された、ソ連国籍のロシアへの承継性をめぐる議論を分析した。1991 年以来ロシア政府は開かれた国籍政策を取り、1993 年以降は二重国籍も推進したが、1990 年代後半には野党勢力を中心に、それでも国籍付与が不十分であるという主張が生まれてきた。これは、そもそもロシアはソ連の承継国なのだから、ソ連国籍はロシア国籍としてロシアに承継されたはずであり、旧ソ連国民のうち自発的に他国籍を取得した人々以外は自動的にロシア国民となったと見なすべきであるという主張であった。この主張は、国籍法には反映されなかったものの、1999 年にはこの考えを反映した条文を含む「同胞法」が可決されることになった。

第4章では、2002年7月に発効した新しい国籍法（以下、「2002年国籍法」）の成立過程を分析した。2000年に成立したプーチン政権は、1990年代の開かれた国籍政策を維持することは、ロシアにとって経済的にも安全保障の観点からも負担であると考え、旧ソ連国民への優遇策を廃止し、原則としてロシア国内に一定期間居住する人のみを国籍付与の対象とする方針を打ち出し、新国籍法案を議会に提出した。これに対し、ソ連国籍のロシアへの承継性を主張していた議員らを中心に大きな反発が生まれ、新国籍法の内容を巡って激しい議論となる。最終的に大統領による法案が可決されたものの、妥協策として、「旧ソ連国民のうち他国籍を取得せず無国籍となった者」については一定の優遇措置を設ける規定が新国籍法の中に追加されることとなった。

第二部では、プーチン政権下での国籍の政策的利用について分析した。2002年国籍法は、ロシア国内に一定期間居住する人のみを国籍付与の対象とすることを原則とし、「国民の境界」を地理的な国境線と一致させた。その一方でプーチン政権は、政策的に有用と考えられる人々については国籍を付与し、機会主義的に「国民の範囲」を拡大する政策を取るようになっていく。

第5章では、移民政策における国籍の利用を取り上げた。プーチン大統領は、就任当初から人口減少を深刻な問題と捉え、「在外同胞」の移住を促すことでこの問題を解決しようとした。2006年からは、「在外同胞のロシア連邦への自発的移住に対する支援供与に関する国家プログラム」を開始し、これに国籍法を連動させることで、同プログラムを通じてロシアに移住した人々にロシア国籍を付与することとした。こうして国籍は、ロシア政府が「潜在的ロシア国民」と見なす人々のロシアへの移住を促すツールとして使われることとなった。

第6章では、アブハジアと南オセチアにおけるパスポート化を分析した。アブハジアでは2002年6月、南オセチアでは2004年5月から、住民に対する大規模な国籍付与が実施された。開かれた国籍政策を終了させるという2002年国籍法制定時のプーチン政権の方針に真っ向から反するこのキャンペーンは、国籍の政策的利用の最たるものと言える。本論文は、両地域におけるパスポート化が、野党により提案された法律上の条文を機会主義的に利用して実施されたことを明らかにするとともに、ロシア大統領府において、ジョージア政府がアブハジアと南オセチアに対して武力を用いて支配回復を試みるのではないかと懸念が高まったことが、同政策が開始された主たる理由であることを示した。そして、パスポート化は、国際情勢の変化に対応したアドホックな政策であったことを明らかにした。

第7章は、2014年以降のウクライナに対するロシアの国籍政策について分析した。2014年2月にウクライナでマイダン革命が起きた際、ロシアでは3野党が、ウクライナでの「抑圧された人々」を保護するためにロシア国籍を付与すべきとの主張を展開した。これに対し政権側は、この時点ではウクライナに住む人々へのロシア国籍付与を否定した。しかし2018年になると、ロシア政府は大統領に領土外での国籍付与の対象を決める権限を与える国籍法改正案を提出し、可決させた。プーチン大統領はこれに基づき、2019年4月以降、複数の大統領令を発出して、ウクライナにおけるパスポート化を実施してきた。こうした経緯の分析を通じ、本論文は、ウクライナにおけるパスポート化は、アブハジアや南オセチアと異なり、ウクライナ東部地域への支援、ウクライナ政府への圧力、ロシアの移民政策上の有益性、「ロシア人とウクライナ人は歴史的に一体である」とのプーチン大統領の信念の実現など、より複合的な目的のために計画的に実施されてきた政策であることを示した。そして、国籍法を改正して新たに定められた大統領の権限により、今後もロシア国外における国籍付与の対象が拡大していく可能性が高いことを指摘した。

結論として、本論文は、ロシアが国外の住民に対して国籍付与を行う理由として以下の三点を指摘した。

第一に、ロシアでは、1990年に国籍法制定に向けた議論が始まった当初から現在に至るまで、国外に居住するロシア語系住民や旧ソ連国民を「潜在的なロシア国民」として捉え、これらの人々を保護するためにロシア国籍を与えるべきだとの考え方が広く浸透してきた。2000年代初頭にはプーチン政権が国籍政策を転換し、国籍付与対象を原則として国内居住者に絞ったが、その後も国外に居住する旧ソ連国民を潜在的ロシア国民と捉える考えは与野党問わず浸透しており、政府の政策に一定の影響を与えてきた。

第二に、ロシア語系住民や旧ソ連国民という「潜在的ロシア国民」の範囲と、実際の国籍政策により規定される「ロシア国民」の範囲のギャップが、政権に「国民の範囲」を恣意的に拡大する余地を与えている。このギャップは、プーチン政権が2002年国籍法により、ロシア国内に居住

する人々を「ロシア国民」の範囲とすることを原則として定めたことによって生まれたものであり、プーチン政権はこのギャップを利用して、国籍を政策的に活用してきたと言える。

第三に、アブハジアや南オセチア、ウクライナでは、少なくともロシア大統領府や政府から見て、住民に国籍を付与する「必要性」が高まる状況が生まれていた。アブハジアや南オセチアでは、ジョージア政府が武力を用いてこれらへの支配を回復するのではないかと懸念が高まっていた。ウクライナについては、より複合的な理由により、計画的に国籍付与のための準備が行われ、実行された。

本論文は、ロシアの政策立案者や政治家達の間で、「潜在的ロシア国民」の範囲が現在のロシア国民の範囲よりも広くイメージされており、それが政権の対外政策と合致したときに、実際の国籍政策に反映され、対象住民に対して国籍が付与されてきたことを示した。ロシアの国籍政策の背後にあるこうしたロシアのアイデンティティに関わる問題は、今後も旧ソ連圏において、ロシアと周辺諸国との緊張関係を生み出す原因となっていくことが予想される。